

- ◆ 近畿財務局では、各種ヒアリング等を通じて把握した地域の課題・ニーズ等に対し、当局が有するネットワークを活用した課題解決型のイベントを企画・実施しているところ。
- ◆ このような中、大阪弁護士会から、「創業から事業承継に至るまで、中小企業が直面する経営上の各場面において弁護士が支援できることは多い。今後、中小企業支援に積極的にかかわっていききたい」との意向を確認したことから、弁護士、金融機関等が中小企業支援において果たすべき役割について考え認識を深める機会として、近畿弁護士会連合会・大阪弁護士会中小企業支援センター・財務局が共催で「中小企業の支援を考えるシンポジウム」を開催。

1. 成果事例の概要等

【課題の把握】

- 「創業、海外展開、経営改善、事業承継等、中小企業が直面する各場面で弁護士が支援できることは多く、弁護士会としても、今後これまで以上に中小企業支援に力をいれていきたいと考える一方、弁護士が中小企業のニーズに十分応えられていない状況である」との課題を把握。
- また、「弁護士自身がこうした実態について問題意識を持ち切琢磨してもらいたい」、「中小企業の方々をはじめ、金融機関にも弁護士の活用方法を知ってもらいたい」との要望も把握。

支援策の検討

近畿弁護士会連合会・大阪弁護士会中小企業支援センターとの共催で「中小企業の支援を考えるシンポジウム」を開催

【ポイント】

- ◆ 金融行政を所掌する当局がハブとなって、弁護士会・金融機関・中小企業の三者を繋げる取組として開催
- ◆ 金融機関が中小企業支援を進めていくうえで、金融検査の知識は不可欠なものであり、また、金融検査の実態を知ることは弁護士が現場で中小企業支援に取り組むうえでも非常に有益な情報であることから、基調講演として金融検査の方向性等について財務局職員から説明
- ◆ 関係者の情報・知識の共有を図り、今後の中小企業支援への取組に繋げるため、公的支援機関・土業・金融機関等の中小企業支援に異なる立場やノウハウで取り組んでいる関係者の他、実際に支援を受けている中小企業経営者を交えたパネルディスカッションを開催



2. これまでの取組の成果等

【中小企業の支援を考えるシンポジウム】※参加者：中小企業者、金融機関、弁護士(約170名)

①基調講演 「地域に貢献する金融機関の役割」(講師：近畿財務局理財部審査業務課長)

【講演内容】

- 平成10年以降、「金融検査基本方針」「金融モニタリング方針」から現在の「金融行政方針」に至る金融行政の変遷
- 「企業・経済の持続的成長と国民厚生の増大」を最大目標に置いた現在の「金融行政方針」の基本的な考え方
- 金融機関が「担保・保証依存」から「事業性評価」による融資を行っていくことの重要性やこれを進めていくための当局の取組
- 当局における地方創生支援の取組

②パネルディスカッション 「中小企業の成長支援について」

パネリスト：中小企業基盤整理機構、地域金融機関、日本公認会計士協会、大阪弁護士会、中小企業経営者

【テーマ】

- 中小企業支援に関する具体的な取組事例について
- 他の支援機関等との連携について、これまでの反省点や今後の課題



【パネルディスカッションにおける主な意見】

- ◆ 今後弁護士とは、「予防法務」、「戦略法務」という観点で関わっていききたい(金融機関)
- ◆ 企業にも努力が必要。金融機関から融資したいと思われる経営を目指していく必要がある(機構)

【参加者の声】

- ◆ 様々な立場の方の意見が聞け、金融行政の変化、事業性評価の重要性が理解できた(企業)
- ◆ 有事だけでなく、平時からの弁護士との付き合いの必要性について考えさせられた(金融機関)

3. 今後の課題と近畿財務局の対応

- 弁護士をはじめとする土業団体、公的支援機関、金融機関、行政がより一層連携を密に中小企業を支援し、地域経済を発展させていくことが重要。今後も年1回程度、テーマを検討しつつ同様のイベントを共催していく予定。
- 引き続き、各種ニーズや課題を把握し、当局のネットワーク等を活かした課題解決の一助となる取組を行うなど、各地域の地方創生に向けた取組に積極的な支援等を行っていく。